

開発協力適正会議

第86回会議録

令和8年4月21日（火）

《議題》

1 報告事項

- (1) 軍関係者がかかわった事業の報告
- (2) 令和7年度（2025年度）ODA 評価（第三者評価）評価結果の概要及び令和8年度（2026年度）ODA 評価（第三者評価）対象の報告

2 新規採択調査案件

- (1) ベトナム（有償）「フエ市水環境改善計画（フェーズ2）」
- (2) ベトナム（無償）「ソンラ省における土砂災害対策砂防ダム建設計画」
- (3) パキスタン（有償）「ファイサラバード市における上水道改善計画」
- (4) ブラジル（有償）「劣化地の回復を通じた持続的な農地推進計画（フェーズ1）」

3 事務局からの連絡

別添 委員からのコメント一覧

午前10時00分開会

- 弓削座長 皆様、おはようございます。第86回「開発協力適正会議」を開始します。
今回の適正会議は、オンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどがあれば、随時、御指摘願います。また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。

1 報告事項

(1) 軍関係者が関わった事業の報告

- 弓削座長 それでは、報告事項について議論を始めます。
まずは、軍関係者が関わった事業の報告について、外務省の説明者から御報告をお願いいたします。
- 原田国際協力局政策課長 皆様、おはようございます。
国際協力局政策課長の原田でございます。
本日、軍関係者が関わった事業についての御報告を申し上げます。
まず、軍関係者が関わったODA案件につきまして、2点御報告いたします。
1点目は、案件形成後に軍等の関与が判明した案件等の事後報告、2点目は、開発協力大綱の軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避の原則が遵守されているかモニタリングを行った案件の報告でございます。
対象案件は、別紙の報告対象案件一覧表に記載のとおりでございます。
まず、1点目に関しまして、案件形成後に軍等の関与が判明した案件は、全52件のうち29件です。残りの23件は、案件の性質に鑑み非軍事決裁の時点で事後報告案件とすると意思決定したものです。
具体的には案件リストを御覧いただきたいのですが、そのうち8割弱、52件中の43件の案件は、研修・人材育成事業や、制度設計支援、専門家派遣でございます。
内容としては、沿岸警備隊や海上警察等の法執行機関を対象とした能力強化、海賊・密輸・越境犯罪等の対応を含む治安・法執行分野の能力強化、防災・減災、津波・地震等の自然災害、並びに海難救助や海上事故に伴う海洋環境被害等への対応能力強化のほか、測量、海図作製、気象業務といった基礎的な観測・情報分野や、航空保安、国際公法や海洋法等に関する知識技能の向上・習得を目的とするものです。これらの案件では、研修の対象分野の性質上、海上法執行機関の職員をはじめ、軍籍保持者や国防省傘下の組織に所属する職員が参加者として含まれているものです。
残りの2割強、52件中の9件でございますが、こちらは資機材等の供与を伴うものです。
具体的には、まず1つ目が、南米・大洋州・東南アジアの海上法執行機関を対象としたU

NODCへの拠出金による海上法執行能力や、国境管理能力の強化を目的とした機材供与、こちらは、8番、9番、12番です。

2つ目、戦時下のウクライナにおける人道的地雷・不発弾対策能力向上を含みます技術協カプロジェクトにおいて、追加的に地雷探査システム関連装備（ドローン、光学カメラ、磁気センサー）を供与することになったもの。7番でございます。

3つ目が、自然災害対応や公共安全を目的として実施される無償資金協力の中で、パキスタンにおける気象観測、航空保安分野において、観測機器や保安機材を供与する。25番から28番でございます。

4点目が、沿岸域の環境改善及び水産業・観光業への影響軽減を目的として、アンティグア・バーブーダにおいて、海藻除去に用いる作業艇等の資機材を供与するもの。こちらが2番でございます。

52件のいずれの案件におきましても、供与の趣旨・目的、対象主体、内容・効果といった観点から検討を行い、いずれも軍事的用途回避原則に抵触するものではないと判断いたしました。

2点目のモニタリング結果ですが、大使館及びJICA事務所を通じてモニタリングを実施した61件のいずれについても、軍事的用途回避原則が遵守されていることを確認いたしました。

御説明は以上でございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの報告について、御意見、御質問があれば発言をお願いいたします。

どうぞ、松本委員。

○ 松本委員 原田課長、ありがとうございました。

金曜日にいただきまして、土日を含んだものですから、月曜日の朝、私のほうから質問をお送りさせていただきました。配付いただいたのが1ページですが、お送りしたのは2ページ目までであったかと思えます。48のレバノンと、1回目のモニタリング実施案件についてということでお送りしていたかと思えますので、御確認いただければと思います。

ここに書かせていただいた中で、今、御説明の中で「軍事目的と考えられない」という一言を御説明いただいているので、ある意味では、軍事目的になっていないことは確認したというお答えで、この質問に答えているということもできるのですが、一方で、どうしてそれが軍事目的ではないのかというところまで突っ込みたい案件が、ここに挙げさせていただいたものであります。

全体としてのところですが、海上法執行機関が軍の傘下にある、あるいは軍籍を持っている人が研修に参加したというような形での御報告が比較的目的立つと思うのですが、一点、やはり一番気になるのが、海洋での領土問題を抱えている場合、その海域での活動が、国内の法執行機関とはいえ、事実上他国の軍と衝突する危険性があるのではないかという点を危惧

しているわけでありませう。この点について改めてですが、そういう事実は多分報道はされていると思うのですが、個別の国について、私としてここでは言及しませんが、そういうような状況にある場合、軍事目的にならないのかを確認させていただきたいというのが1点目。

2点目は、アンティグア・バーブーダについて、さすがに藻の収集ということで、私、どういふ船なのかが分からなかったのですが、そもそもこの藻の収集が、沿岸警備隊、すなわち軍の傘下にあるということが、軍事行動と藻の収集というのが関係しているからなのかなと推測をしたのですが、その意味で、小型の武器などを搭載する可能性がないのか、これについて可能性を伺いたいという点が2点目。

あとは、おおよそ軍に関係しているのはどこかが書かれているので、軍関係者というのは分かるのですが、一部どれが軍に関係しているのかということが記述されていないように思われる案件については、この質問書の中で指摘していますので、そちらについては、それを明記させていただきたいということです。今のが3点目です。

4点目が、ウクライナとレバノンについても幾つか質問させていただいています。

現状、戦闘状態が起きている国であるものですから、やはりウクライナに対してのこうした供与、あるいはトレーニング。それから、レバノンについても、公共インフラが攻撃されているような国で軍事目的にならないのかというのを改めて伺いたいところだす。それが4つ目。

5つ目は、宇宙であります。

宇宙については、昨今のアルテミス計画の報道を見ていると、将来的な資源探査、そして、それと関わる宇宙をめぐる国家同士の争いというようなことが指摘されている中で、宇宙開発に寄与するような、あるいは衛星の利用に寄与するようなものについて、どの程度慎重にされているのかというのが5点目です。

それから、先ほどの藻とも関係するのですけれども、気象局が国防省に入っているという国が2か国あったわけだすが、これも、私たちが思っている毎日の天気予報と異なり、気象というものが軍事上重要であるという位置づけをされている国があるということを理解したのですが、こういう国に気象面での支援というのがなぜ軍事利用ではないのか。

例えば、その国は、よく説明がありますけれども、途上国の中では、そういう軍のところにそうした知見を集中させる傾向にあるというような説明が、例えば防災の中でもされるわけだすが、本当にその気象の場合、そうした軍事目的との関係がないと言えることができるのか。そういう点を伺いたいということになります。

最後ですが、モニタリングについて、昨年もコメントをしたのですが、できれば、1回目と2回目のモニタリングの時期を書いていただくとありがたいと思いますし、モニタリングの結果、新たに分かったので、新たに分かった部分がどこかという点を一言、何々が新たに分かったと書いていただくと、このモニタリングでこの点が判明したのだなということが分かるということで、こちらはコメントとさせていただきたいと思います。

以上、多くなりましたが、よろしくお願ひいたします。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

それでは、御回答をお願いいたします。

○ 原田国際協力局政策課長 御質問、ありがとうございます。

御質問につきましては、書面での配付があるかと存じますので、端的に申し上げたいと思います。

まず1点目、全体を通して、海上法執行機関の活動領域に関してでございます。

海上法執行機関に対する支援は、基本的に当該機関の国内法令の執行、航行安全、海難救助、環境保全等の民生目的の能力向上を支援するものです。実際の案件におきましても、非武装かつ民生用途に限定されているということをしかり確認いたしまして、さらに交換公文において、軍事目的の利用を禁止してモニタリングが行われるということを確認しております。

仮に委員が御指摘のような事態に至った場合でも、供与されたODAが民生目的であって、内容が軍事的用途を構成、または支援するものではないということを確認しておりますので、開発協力大綱との関係で問題が生じるとは考えておりません。

2点目、アンティグア・バーブーダ、案件の時期と国軍である背景ということでございますけれども、本件、令和2年の案件でございますが、機材の調達に時間を要しまして、海藻の収集艇の納入が完了したのは令和7年10月末です。その上で機材の納入先につきましては、実施機関たる保健・健康・環境省でございますが、当初は同局がこの操船を行うという説明を受けておりましたが、令和7年12月になりまして、急遽、沿岸警備隊が収集艇の操作を行うという報告がなされました。

その根拠につきましてアンティグア・バーブーダ側に聞いたところ、実施機関たる保健・健康・環境省が活動を行うに当たりまして、この操船の専門技術と能力を有する組織が必要であるということで、沿岸警備隊が海藻収集艇を操作するということになったという経緯でございます。

また、アンティグア・バーブーダの国内法上、沿岸警備隊は国軍に所属するということになってございます。また、水産資源保護や海洋環境保全、汚染規制も沿岸警備隊の任務ということで法令上規定されているところでございます。

海藻の収集艇は、沿岸に大量に到着するサルガッサム海藻の除去に特化したものでございまして、軍事的用途に使う装置というものは設置されておりません。また、調達の所有・維持管理は保健・健康・環境省が行っております。モニタリングを通じまして非軍事利用を確保いたします。

4点目、インド、インドネシア、スリランカ、タイ、バングラデシュでございますが、軍に関係する諸機関等でございますが、タイ王室海軍、モルディブ国防軍沿岸警備隊は、軍本体または軍の傘下の機関でございますが、マレーシア海上法令法執行庁、フィリピン沿岸警備隊、こちらの海上警察は、有事の際に軍または国防省傘下に入るという機関でございます。

いずれにおきましても、機関の性質や協力の趣旨・目的といった観点から検討を行い、軍

事的用途回避原則に抵触するものではないと判断しております。

次の御質問が、事後報告案件の5から7、また、2回目のモニタリング5ウクライナということですが、どこが軍関係なのかということ、また、いずれも軍事目的とならないのかという御質問でございます。

まず1つ目、5の案件でございますけれども、本事業は情報収集確認調査でございます、人材育成、産業基盤強化を目的とするパイロット事業を含む職業訓練分野の協力でありまして、軍事目的ではございません。

その上で、協力先の一つであるウクライナ航空大学は、ウクライナ教育科学省の管轄ですが、軍事訓練学部も所有しているため報告対象にいたしました。

他方、これは、あくまでもウクライナの国家教育制度に基づく義務的な軍事訓練課程として設置されているものでございまして、同大学からは、軍事関係の学部と、その他の学部については完全に区別されているということ、また、JICAの実施するパイロット事業への関与は生じないということを書面で確認しております。

また、供与される工作機械は、教育機関における技能訓練を目的としたものでございまして、メーカーの方針上、軍事目的の使用は認められておりません。

加えて、ウクライナ教育科学省、大学側から、当該機材を軍事目的に使用しないということを書面で確認しております。

6番でございますが、UNODCの拠出金の案件でございます。

本件は、軍事目的の支援ではなくて復旧・復興に資するものということで確認を行いました。

本件拠出は、港湾と国境における越境犯罪、刑事司法・再犯防止分野での能力構築が目的でありまして、軍事目的ではありません。

裨益対象の機関は、いずれも文民の法執行・治安機関でありまして、この協力の対象は、日常的な法執行・国境管理を担う部門に限定されています。

協力内容は、制度整備、研修等の能力向上が中心でありまして、軍事的な内容は含まれておりません。

その上で、実施に当たって、UNODCとの間で本件協力を軍事目的に利用しないということを書面で確認してございまして、事後のモニタリング等を通じて担保してまいります。

7番、技術交流プロジェクト、ウクライナの地雷・不発弾対策でございますが、こちら、「案件概要」に記載の機材の内容につきまして報告内容としております。

本技術協力の対象のSESU、こちらはウクライナ内務省傘下の文民組織でありまして、自然災害等の緊急事態対応とともに、人道的地雷・不発弾対策を行う実務機関です。軍とは直接の関係がなく、これまで、日本を含むドナーや国際機関と協力して、人道的な地雷・不発弾対策を実施してきております。

この事業で使用されるドローンについては、一般的に市販されている汎用機でありまして航続距離や通信性能の観点から、軍事的用途に使うことは想定されているものではありません。

また、事業の実施は、非戦闘地域で、地雷や不発弾の埋設地点を特定することに特化して実施しております。

その上で、技術協力協定に基づく国際約束に加えまして、JICAは、このSESUから、当該機材を軍事使用しないということについての書面での確認を行っております。

次に、2回目モニタリング案件、令和4年度の「サイバー攻撃防御演習」でございますが、軍の傘下にあるウクライナ軍情報保障・サイバー防御共同センターの職員の1名が研修員でございましたので、モニタリング対象でございます。

このセンターは、案件形成時と同様、サイバーインシデントの検出・分析・対応を通じた情報セキュリティの強化対策を行っておりまして、今に至るまでこの内容には変化は生じておりません。

もともと研修で得られる知見は、サイバー攻撃防御に係るものに限られておりまして、また、当該研修員につきましても、案件形成当初からサイバー脅威対応部門に所属しておりまして、サイバーセキュリティに関する業務を担当しております。この辺は本人にも確認しております。

次に、21番、タイ、ケニアでございますが、軍事戦略と衛星との関係ということでございます。

宇宙分野につきましては、宇宙・衛星技術、また、衛星データの利活用が各国の開発課題の解決のために有効であるという立場から、民生目的の宇宙分野の協力案件も実施しております。

案件実施に当たっては、宇宙関連技術や衛星データの利用目的が、民生目的に限定されているということを確認し、さらに国際約束によって軍事目的の利用を禁止し、モニタリングを行っております。

なお、タイからは軍籍保持者1名、ケニアは国防省傘下の機関から1名、こちらは軍籍非保持でございますが、研修に参加しているため報告対象にしております。

24番、パキスタン、バングラデシュ、気象局と国防省、防衛省の関係でございますが、まず、両国とも旧宗主国である英国気象庁が歴史的に防衛当局の下で運営されていたということも影響があるのではないかと考えております。

その上でパキスタンにつきましては、今般の政府機関の組織再編は、パキスタン政府の主に歳出抑制を目的としたものでありまして、効率的な政府運営といった趣旨で実施されたものでございまして、軍事的利用の拡大を目的としたものではないと理解しております。

これまで、パキスタン気象局は、気象情報の収集・分析・予警報発出を所管しておりまして、パキスタン航空局は、空港や空輸サービスの運営維持管理・開発を所管してまいりましたが、国防省傘下に位置づけられた後も、この所掌や人員に変更は生じておりません。

バングラデシュにつきましては、バングラデシュ気象局が東パキスタン時代に設立され、当時から航空・航海の安全確保の観点から防衛関連の行政枠組みの下で整備されてまいりました。こちらは、独立後も観測網や人材等の制度的な継続性が必要であるということや、気象業務が航空、防災、農業、海運等にまたがる横断的な公共サービスであるということから、

移管はなされずに現在も国防省の傘下ということになっております。

所掌業務については、同国の法令で規定されておりまして、気象観測、予報、警報と、公共サービスに限定されております。これは軍事行動とは区分されておりまして、軍事目的への関与は想定されておりません。

25番、パキスタンの記載の問題でございますが、こちらは別々の通し番号に修正済みでございます。

28番、パラグアイでございますが、宇宙の軍事利用というトピックでございます。

こちらは繰り返しになりますので、宇宙分野の取組については割愛いたしますが、この案件に限って申し上げますと、パラグアイ宇宙庁に専門家を派遣しまして、衛星データの農業開発・気候変動対策等への利活用能力の強化、維持、拡大といったことを実施するものでございます。

パラグアイ宇宙庁には職員に軍籍保持者はおりますけれども、大統領府直下に位置する文民機関ということになっております。組織内には軍事部門はなく、緊急時でも軍、国防省の命令下に入ることもございません。事前にこういったサービスが、全て防災や災害の対応という民生目的ということを確認しております。

48番、レバノンでございますけれども、こちらは、紛争によって失われるような公共インフラの復旧をまた引き続き実施してよいのかという御質問ですが、まず、令和7年の案件実施の段階では、レバノン情勢は引き続き安定しておりまして、復興と安定に向けた人道支援ニーズに対応するために本案件を実施しております。

しかしながら、情勢は変化いたしまして、日本時間4月17日に成立したイスラエル・レバノン間の停戦合意以降も武力衝突が続いている状況でございます。現在、紛争の影響を回避しつつ、まさに人道支援ニーズがあるところでございますので、どう応えるかという観点から、事業実施地域を含めまして所要の調整を行っております。

1回目のモニタリング実施案件の記載ぶりにつきましては、御指摘をしかるべく反映してまいりたいと思っております。

また、研修のうち、参加者が分かっているもの（例：特定国の特定機関からの参加者を対象とした国別研修）につきましては、事前に案件単位で認定してございます。一方で、課題別・青年研修等でどの国のどの機関から参加するか分からないというものについては、アプリケーションフォームを見た上で確認を経て進めております。

36番、モルディブ、海上救助コーディネーションセンターの性質でございますけれども、こちらは、海上における捜索・救助に係る一連の業務と取締まりを行う施設でございます。

こちらの「センター」を運営する沿岸警備隊の職務は、海洋関係法の法執行、海難事故対応、捜索等の民生分野に限定されておりまして、国軍とは一線を画してございます。

この「センター」が軍事転用されることは想定されておらず、モニタリングにおきまして、軍事的用途回避原則が適用されているということを確認しております。

以上でございます。

- 弓削座長 回答、どうもありがとうございました。
松本委員、どうぞ。

- 松本委員 昨日出した質問に対して御丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。
これも繰り返しになりますけれども、この場が、英語名ではAccountabilityという名前を使っていますので、ODA大綱のときに大きく議論された、軍関係のODAの支出について、丁寧にどこかで議事録が残る形で御説明をいただくことはとても大事なことだと私自身は思っておりますので、このような形で丁寧にお答えいただきましたことを感謝申し上げます。
その一方で、これに対して反論できるほどの情報を私自身は持っていないので、今日は報告いただいたことを理解したということにとどまりますが、一方では、現場レベルでそのように本当に法執行されているかどうかということについては、第三者の力も借りながらチェックをしていくことが、日本のODAが軍事目的に使われていないということを国際的にも示すことができると思いますので、市民社会側としては注意深く今後も見ていきたいと思っております。
以上です。ありがとうございました。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。
それに対するコメントは、外務省側からありますでしょうか。

- 原田国際協力局政策課長 御指摘、ありがとうございます。
引き続き説明責任を果たせるように努めてまいりたいと思います。

- 弓削座長 局長、どうぞ。

- 今福国際協力局長 どうもありがとうございました。
おっしゃるとおり、この非軍事というエレメントは、ODAにとってすごく大事なものだと思っています。今、説明がありましたように、最初に、まずはしっかりと案件始めるときにチェックをする。その上でE/Nでしっかり縛る。それでも何かあったときのために備えてモニタリングをしっかりとする。非常に慎重に3段階で確認していくようにしておりますので、引き続きしっかりと確認してまいりたいと思います。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。
ほかによろしいでしょうか。
たくさんの質問に答えていただきましてどうもありがとうございました。

(2) 令和7年度（2025年度）ODA評価（第三者評価）評価結果の概要及び令和8年度（2026年度）ODA評価（第三者評価）対象の報告

○ 弓削座長 それでは、次の議題に移ります。

次は、令和7年度ODA評価、評価結果の概要及び令和8年度ODA評価対象の報告について、外務省の説明者から御報告をお願いいたします。

○ 新井大臣官房ODA評価室長 ODA評価室長の新井です。よろしくお願いいたします。お手元に資料を3つお配りしております。

私ども、毎年2回、この場で報告をさせていただいております。春に前年度の評価結果、秋に年次報告書について御報告しております。今日は、令和7年度のODA評価、第三者評価の概要と令和8年度のODA評価対象について御報告いたします。

令和7年度の評価結果は資料1のとおりでございます。案件ごとに状況、評価者は異なりますので、ここに記載しましたレーティングのみで案件を比較するべきではないと考えております。レーティングの根拠に示された個別の状況に御留意ください。個別状況は、資料2の各評価概要を御覧ください。

では、評価結果について申し上げます。

評価結果を概観しますと、開発の視点からの評価の多くが、「極めて高い」または「高い」とされました。「デジタル・情報通信技術（ICT）分野の協力の評価」と「無償資金協力（国際機関連携方式）の評価」、この2つについては、プロセスの適切性について、ともに「一部課題がある」とされました。

前者につきましても、個別案件ごとの現地ニーズやリスクを考慮した制度設計は進んでいるものの、現地での実施体制の課題、それから、通信インフラやリテラシーの格差、機材の陳腐化などの課題も散見されたと指摘されております。

また、後者の評価では、本無償スキームの目的や手続等について、国際機関の理解を得る上で在外公館に負担が生じている。それから、国際機関が作成する報告書に必要な情報が必ずしも網羅されていない。そういったケースが一部ありました。運用上の改善が必要であることを指摘いただいております。

次に、提言・教訓について申し上げます。

まず、複数の評価案件で、「人材育成の重要性」、「関係者間の情報の整理の必要性」について提言をいただきました。

また、対象国に限らず適用することが期待される提言・教訓として、「モニタリング及びフォローアップの実施内容の確実な運用と改善」、それから「より効果的な広報・ビジビリティの確保」があります。

広報につきましては、昨年度も同じことを申し上げて恐縮なのですが、これまでも繰り返して提言されております。令和7年度には、新たな広報の試みの一つとして、当室室員が現地調査に同行した際に撮影した写真や動画をショート動画にまとめ、国際協力局政策課が運営

管理する公式SNSで公開しております。こうした広報の中で、日本が支援したインフラであること等を明確に発信し、ODAの成果を伝えています。時代に即した広報を目指し、国内向け、現地向けの広報ともに引き続き取組が必要な分野と考えております。

これらの提言につきましては、外務省内外の関係部署で対応策を検討し、その実施状況を来年度のODA評価年次報告書に掲載いたします。今後もPDCAサイクルを意識し、評価を実施してまいります。

次に、本年度、令和8年度のODA評価対象について御報告します。

資料3を御覧ください。

本年度は4件の評価を予定しております。政策レベル評価が3件、これはフィジーの国別評価、コートジボワールの国別評価、それから、JICAボランティア事業の評価でございます。それから、プロジェクトレベルの評価1件、タジキスタンの無償資金協力、合計4件の実施を予定しております。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について、御意見があればお願いいたします。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 ありがとうございます。

いつも聞いているかもしれないのですが、評価案件の選択ですね。やはり、たくさんやられている中でここを選ぶ。これはかなり先まで決まって、順番が決まっているのか、改めてかもしれないのですが、この評価対象の設定の方法を説明していただけますでしょうか。

○ 弓削座長 それでは、回答をよろしく申し上げます。

○ 新井大臣官房ODA評価室長 ありがとうございます。

先々の見通しを立てるために二、三年先までは決めたいと我々は考えているのですけれども、いろいろ動く事情もありますので、必ずしもそこまできれいに決まっているわけではありません。

ある程度そういうものがある一方で、翌年度の案件の選定については、前年度の秋口ぐらいから国際協力局と相談して決めております。

選定の基準としましては、国別評価に関しては、協力の量の大きいところ。それで、国際開発協力方針の見直しが直前に予定されているところを候補としております。

それから、課題別評価等については、例えば開発協力大綱等で何か言及されている、そういった重要なところ。それから、最近の動きの中で、これは特に今見たほうがいいだろうということが感じられるものを選んでおります。

それから、プロジェクトレベルの評価に関しては、10億円以上の外務省実施分の中で完

了したものの。この候補の中で、これはいろいろな負担とかバランスもありますので、相談をしながら、前年度の冬ぐらまでの間に決めている。それが実態でございます。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、田辺委員、どうぞ。

○ 田辺委員 ありがとうございます。

この国際機関連携方式の無償資金協力の評価というのは、まさに、今こういう国際情勢の中で、当初想定していなかったとはいえ、アメリカの資金が抜ける中で非常に重要な評価のタイミングではあったのだろうと想定されるわけですが、この国際機関の予算削減、もしくは他ドナーの予算削減が続く中で、特にこの評価の中で反映されたというところがあればお聞きできれば幸いです。

○ 弓削座長 それでは、回答をよろしく申し上げます

○ 新井大臣官房ODA評価室長 評価自身の中で、ここを強化すべきとかということは特にはございません。最終確定する前には、意見交換の中でそういったことも出ましたけれども、最終評価結果の中では明確に出しているものはないです。ただ、そういうニーズは皆さん共有していますので、その中で、日本が出したお金が、日本が出しているということをごどのように知らせるのだと。広報につながる場所ですが、そういったところでいろいろ提言をいただいております。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

○ 松本委員 ありがとうございます。

選択の理由というのも大体分かったのですが、そうはいつでも、多分たくさん可能性があるものがあって、そこからどうやって選ぶのだろうかという疑問はあるのです。

1点ですが、開発協力適正会議ももう始まって14年ぐらいたつのかなと思いますが、実は、私はこういう会議に参加していて、こういう仕組み自体の評価というのものやる必要があるのではないかと。私たちは、出てきた案件についていろいろ意見を申し上げますが、これが本当に事業の改善に役立っているのだろうか。少なくとも公表されますので、アカウンタビリティの向上については、この会議の存在そのものが向上させているとは思いますが、その一方で、市民社会の中にはこの存在を知らない人も多いので、それだけ外務省が説

明責任を果たしていること自体が、一般社会の中に伝わらないと、この会議の役割も果たし切れていないと思いますので、今後のリストの中に、開発協力適正会議を第三者評価の対象にさせていただいて、ぜひ厳しい意見を私も外部の人から伺って、この会議体の改善とかにも役に立てたいのと同時に、やはりこの会議体についての国民、市民のレベルでの理解も、もっと持っていただけたらなと思った次第です。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

これについて、外務省のほうからのレスポンスをお願いします。

- 新井大臣官房ODA評価室長 最終的にどうするかというのは、国際協力局とも相談して決めさせていただきます。評価の担当部署としてお願いしたいのは、仮に実施となりますと、皆さんにもインタビュー等、御協力をお願いすると思いますので、その際はぜひよろしくお願いいたします。

- 弓削座長 どうぞ。

- 今福国際協力局長 ありがとうございます。

松本委員の御指摘もごもっともだと思いますし、まさにこういう会を設けていること自体、これは広く世の中の方々にも知っていただく必要というのはあると思いますので、どういったやり方で、そういった、広報ではないのですけれど、世の中に周知するといったところをできるかというのは、よく御相談させていただければと思います。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

ありがとうございました。

2 新規採択調査案件

(1) ベトナム（有償）「フエ市水環境改善計画（フェーズ2）」

- 弓削座長 それでは、続いて、新規採択調査案件について議論を始めます。

本日は、ベトナム2件、パキスタン1件、ブラジル1件の計4件を扱います。

まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員コメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。

最初の案件は、ベトナム「フエ市水環境改善計画（フェーズ2）」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 1（国際協力局国別開発協力第一課長） おはようございます。
国別開発協力第 1 課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。
外交的意義につきましては、案件概要書に記載のとおりでございます。
それでは、引き続きまして、委員質問・コメントへの回答をさせていただきます。
- 説明者 2（JICA 東南アジア第三課長） それでは、まず初めに、弓削座長の 1 番目の、期待される開発効果に関する御質問について。
本計画で基準値を「0」や「N/A」としているのは、現時点で、本計画の対象地域に下水処理施設が整備されておらず、事前に定量的な基準を設定できないためです。そのため、本協力準備調査を通じて、可能な範囲の推定値などを検討したいと思います。
期待される改善効果については、本計画では、排水を処理し、処理水質をベトナムの国家基準に適合させることで、水路・湖沼の水質改善を図ると同時に、管路整備やポンプ施設の導入により排水能力を向上させ、浸水頻度や浸水時間の低減を目指していきます。定量的な改善効果は、協力準備調査で確認予定です。
続きまして、弓削座長の 2 番目の、フェ市人民委員会の構成、役割及び実施能力に関する御質問について。
フェ市人民委員会は、市の公共事業を統括する最高行政機関であり、委員長、副委員長の下、建設局や財務局、農業環境局などの関連部局で構成されています。本計画においては、同委員会が事業全体の方針決定や関係機関との調整、予算措置を担い、傘下のプロジェクト管理ユニット、PMUと呼ばれる実施部隊が事業を実施します。PMUはフェーズ 1 にて事業管理の実績を有しており、本計画では、この経験を生かし、体制の安定化と能力強化を図っていきたいと考えております。
続きまして、弓削座長の 3 番目と徳田委員の 1 番目の、フェーズ 1 の教訓に関する御質問について。
まず第 1 に、フェ市にとって初めての円借款事業であったことから、円借款特有の手続対応や関係機関との調整に時間を要したため、早期の実施体制の整備と役割分担の明確化が重要であるとの教訓を得ました。
第 2 に、下水道整備と排水対策を一体的に進めることで、水質改善と浸水被害の軽減の双方に効果が発現することが確認され、統合的な施設整備の有効性が示されました。
そして、第 3 に、施設整備の効果を十分に発現させるためには、住民啓発を通じた家屋の下水道への接続の促進が不可欠であることが明らかになりました。
本計画はフェーズ 2 であり、これらの教訓について、実施部門である PMU が既に知見を有しているため、十分に配慮しながら案件を実施する想定であります。
続きまして、弓削座長の 4 番目の、フェーズ 1 の正確な円借款承諾時期に関する御質問について。
御指摘の点は誤記であり、正しくは 2008 年ですので、修正させていただきます。申し

訳ございません。

続きまして、田辺委員の1番目の、ベトナムにおける下水道料金の回収状況について。

ベトナムでは、下水道料金制度は確立途上にあり、一般家庭からは上水道料金の約10%を環境保護費として徴収し、これにフエ市人民委員会からの財政支援を組み合わせ、下水施設の維持管理を行っています。フェーズ1では、下水道への接続率の向上を図り、現在、約80%が達成されております。その下水道への接続率の向上と段階的な料金引上げにより維持管理費の安定的な確保に取り組んでまいりました。日本の教訓も踏まえつつ、持続可能な運営体制の構築について協力準備調査で確認していきたいと考えております。

続きまして、徳田委員の2番目の、下水道普及率の引上げ目標と、本計画の位置づけに関する御質問について、御指摘のとおり、2020年時点でのベトナム全国での下水道普及率は約15%であり、ベトナム国政府としては、2030年までに都市部での排水処理率を50%まで引き上げることを目指しております。事前の検討では、本計画を通じてフエ市の排水の約50%を処理できるようになる見込みとなっております。本計画による具体的な貢献度や目標達成への寄与については、協力準備調査において精査する予定となっております。

続きまして、徳田委員の3番目の運営維持管理会社の選定に関する御質問について。

フェーズ1では、下水施設の運営維持管理をベトナムの民間企業が担っており、本計画においても、こうした実績を有する運営維持管理会社が候補となると考えております。選定は、ベトナム側の関連法令に基づき、競争入札により実施される想定です。日本側からは、協力準備調査の結果等を踏まえ、実施機関や運営維持管理会社の運営能力、そして、実施体制に関する要件及び留意点について見解を述べるのが可能となっております。

続きまして、道傳委員の1番目の、水インフラ未整備による悪影響の予防的対策に関する御質問について。

世界遺産に指定された都市では、文化遺産の保全や景観への配慮が求められるため、土木工事等を伴う事業の実施については、技術的な困難さに加え、関係機関からの許認可取得や調整に時間を要すると考えております。フエ市においても、世界遺産周辺では水路の維持補修にとどまり、抜本的な下水道整備については進んでまいりませんでした。他方、近年の人口増加や都市化を受けて、文化遺産や市民生活への影響が顕在化する中で、その必要性が認識されるようになっております。

続きまして、道傳委員の2番目の、市民に対する啓発の必要性に関する御質問について、弓削座長の3番目と徳田委員の1番目の御質問で御回答差し上げたとおり、フェーズ1では、地域組織を活用した住民啓発活動を実施することで、下水道への家屋接続率が向上しており、啓発活動が事業効果の発現に不可欠であることが認識されております。本計画においても同様の衛生教育や下水道の適切な利用に関する啓発活動といった活動を通じて住民の理解と協力を促し、生活様式の改善や家屋接続の促進を図ることを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、道傳委員の3番目の、実施機関職員の能力強化に関する御質問について。

フェーズ1での経験を踏まえ、本計画では、より適切に事業運営、維持管理ができる体制

の構築を目指し、下水処理事業の実施管理、施設の維持管理、そして、家屋への接続や住民対応といった実務に関する能力の強化に重点を置きたいと考えております。また、JICAの研修事業等を通じて、日本の経験や教訓等も踏まえた下水道維持管理に関する幅広い知識・能力の向上も検討していきたいと考えております。

○ 説明者1 続きまして、西田委員の1番目の、ベトナムで実施中のODAにおける諸課題に関する質問につきまして、ベトナムでは、法制度や許認可手続が非常に複雑であり、計画の修正や変更が生じた場合には、その都度、複数回にわたるハイレベルでの承認が必要となります。そのため、事業実施に相当の時間を要するという課題があり、こうした課題を踏まえ、ベトナム政府はODA事業の迅速な実施を目的として、承認プロセスの合理化や権限移譲を含む法制度の見直しを進めてきております。我が国としましても、こうした取組を注視しつつ、また、必要に応じましてベトナム側への働きかけも行いつつ、引き続きベトナム側と緊密に協力してまいりたいと考えております。

○ 説明者2 続きまして、松本委員の1番目の、洪水被害の軽減への有効性の度合いに関する御質問について、排水管理やポンプ施設、河川・湖沼の改修を一体的に整備することで、都市内の内水氾濫の軽減が期待されると考えております。フェーズ1では、これらの包括的な排水システムの整備により、浸水箇所への減少や降雨の浸水時間の短縮が確認されました。そのため、本計画においても、浸水が頻発する箇所を的確に把握して整備を進めることで、局所的な浸水被害の軽減が見込まれると考えております。具体的な効果については、協力準備調査において定量的に確認していく予定でございます。

続きまして、松本委員の2番目の、フエ市の都市計画に関する御質問について、ベトナムでは、地方都市の都市計画や土地利用方針の策定・実施は、地方政府の責任の下で進められています。そのため、フエ市においても市が主体となって対応が図られており低湿地帯を含む旧市街地について、浸水・洪水リスクへの対応は、市の都市計画の中で検討されております。そのため、本計画では、都市計画そのものは対象ではございませんが、協力準備調査を通じ、排水計画や浸水リスクに関する知見を共有し、フエ市の都市計画との整合性について議論しつつ、事業を進めていく予定であります。こうした取組が、副次的な効果として同市の都市計画の改善にも寄与するものと考えております。

最後に、松本委員の3番目の環境社会配慮カテゴリーに関する御質問について、本事業の環境社会配慮カテゴリーをAとしているのは、事業対象地域がユネスコ世界遺産の周辺に位置しており、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」において影響を受けやすい地域に該当する可能性がある事業と位置づけられているためです。そのため、事業実施に際しては、文化遺産や周辺環境への影響について慎重な対応が求められており、協力準備調査の中においても、環境社会配慮カテゴリーの位置づけを含めて慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見、御質問があれば発言をお願いいたします。
松本委員、その次に徳田委員、では、続けてお願いします。

○ 松本委員 御説明、ありがとうございました。

25年ほど前に、この地域の洪水の問題を解決するための、もう名称がなくなりましたが、SAPROFの外部有識者として参加をしたことがあり、そのときからずっと気になっている問題ではあります。その後、ベトナム政府側が自らの資金も使いながらター・チャック、フー・チャックという洪水防止のためのダムを造り、その後どうなったのかなどいうのを1回だけ見に行ったことはあるのですけれども、そういうようなこともされていると伺っております。

さはさりとして、人口集中がすごく多く、旧フエ市の人口があつた低湿地帯でこのまま増え続ければ、早晚、排水の問題はまた出てくるし、その結果として洪水被害が拡大するということは25年前からかなり問題視していたことで、そういう意味でいくと、今回のプロジェクトの中でも、なかなか人口移動を止めることができないために、その場でどう対応するかということが今も続いているのだなということが正直なところであります。

そういうことも含めて、さらに今後、海水面の上昇とか新たな問題の中で旧フエ市を洪水から守るということについて、実は世界遺産の景観を壊さないでやるとなると、さらにまた面倒なことが起きるといふ、すごく複雑な問題を抱えている案件だと思うので、こちらについては、ここの質問に書いたとおりのことですので、ぜひ全体を見て、あと、新しくできたフエ市の政府ともぜひ粘り強く交渉して、人命を守りながらも、あまり人口集中しないように、この地域に人が住まないような方法もぜひ考えて協力準備調査をしていただきたいと思います、私からはコメントさせていただきます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、徳田委員、どうぞ。

○ 徳田委員 御説明、ありがとうございます。

先ほど御説明がありましたベトナムでの法制度、許認可について、複雑かつ時間がかかるということですが、これは民間企業もやはり同じような苦勞をしております。そういった中で、官民連携で、特に経団連がリードいただいている日越共同イニシアチブ、こちらは、現地側では大使館の皆様非常に世話になりながら、官民連携でこういった法制度、許認可の手續に関して改善を要求しております。ODAに関しても一部入っていたかなと思うのですが、ぜひ織り込んでいただいて、官と民併せてベトナム政府に訴えていただきたいと思います。何とぞよろしくをお願いいたします。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、御回答をお願いいたします。

○ 説明者2 ありがとうございます。

松本委員から御質問というかコメントをいただきました。フエ市の人口動態を考えた場合に、これからどんどんどんどん増えていくその中で、御質問にもありましたとおり、都市計画を直接的に今回の協力準備調査の中で対象とするわけではありませんけれども、それを踏まえた上で全体計画を考えて協力準備調査を進めていってほしいというコメントについて承知いたしました。協力準備調査において、そういった全体計画についても踏まえつつ調査を進めてまいりたいと考えております。

○ 説明者1 徳田委員からの御指摘に関しまして、御指摘のとおりでございます。大使館とベトナム現地の民間企業の皆様とともに、ベトナム政府側に約半年に1回程度、ハイレベルで様々な問題を提起しております。民間企業が抱える問題とともに、ODAもまさに、法制度や許認可とここでは書きましたけれども、その範疇にとどまらない様々な問題を定期的にベトナム政府側に訴えているところでございますので、引き続き、そういったシステムを使いながら、スピーディーに計画が実施されるよう進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、この案件については、人口集中、人口移動の影響を踏まえた全体的なアプローチについて、また、官民の協力、そして、開発効果、実施機関の能力強化、運営・維持管理、住民の理解と協力などを含めて様々な点についての御説明がありました。また、フェーズ1の経験と教訓を踏まえた上で、このフェーズ2を進めることも大事です。これらの点と委員の皆様が挙げられた点を踏まえて、協力準備調査に進むということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、この案件については議論を終了いたします。

(2) ベトナム（無償）「ソンラ省における土砂災害対策砂防ダム建設計画」

○ 弓削座長 次の案件は、これもまたベトナムですけれども、「ソンラ省における土砂災害対策砂防ダム建設計画」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者1（国際協力局国別開発協力第一課長） 外交的意義につきましては、案件概要書に記載のとおりでございます。

引き続きまして、委員質問・コメントへの回答を差し上げます。

- 説明者2（JICA東南アジア第三課長） 続きまして、弓削座長の1番目の、具体的な開発効果に関する御質問について、本計画の定量的な効果指標の目標値は、今後、協力準備調査で精査する予定となっております。その上で、被害家屋数の減少につきましては、2017年災害時に全壊した被害家屋数は415戸とされており、本計画を通じ、その大幅な減少が期待されます。

また、流出土砂量については、ナムパム流域の潜在土砂量は約57万立米と試算されており、本計画を通じた複数の砂防ダム整備により流出量の大幅な減少が期待されております。

続きまして、弓削座長の2番目の、関係機関の役割分担に関する御質問について。

本計画の実施体制は、中央政府・地方政府、そして、実施機関の3層で構成されております。まず、中央省庁の農業環境省ベトナム堤防管理・防災局（VDDMA）は、主管機関として土砂災害対策の政策方針の統括や技術基準の審査を行っております。次に、ソンラ省人民委員会は、地方政府の意思決定機関として、砂防ダム建設地の許認可、土地収用や予算措置などの行政調整と事業環境の整備を担当しております。そして、ソンラ省農業環境局は、実施機関として砂防ダム建設地の調査、設計、施工及び完成後の運営維持管理を担う主体となっており、具体的には人員配置や予算管理、土砂の除去など、日常的な施設維持管理を実施します。このように、3者が明確な役割分担の下で連携することで、事業の円滑な実施と持続性を確保してまいりたいと考えております。

続きまして、田辺委員の1番目の御質問でございますが、ナムパム流域の過去の土砂災害による被災状況及び他地域との比較について、ナムパム流域（ソンラ省ムオンラ県）では、2017年に死者・行方不明者約50名超、そして、約600億円の被害を伴う大規模土砂災害が発生しました。さらに、2023年にも豪雨による土砂災害により16名の死傷者、住居の全壊半壊が合計350棟超、そして、国道及び地方道寸断を含むインフラ被害、約71億円が確認されております。技術評価による潜在的土砂量は57万立米に上り、将来も大規模災害のリスクが高いと考えております。

また、2番目の御質問である、他地域との比較について、ベトナムの土砂災害の約9割は北部の山岳地域で発生しているというデータがあり、中でも、ソンラ省ナムパム流域は複数の溪流が集まる地形により、人的・経済的な被害が顕著であり、2007年から2020年の累積の経済被害額は約50億円とされています。それに対し、北部の山岳地域であるイエンバイ省、ハジャン省、ラオカイ省、ライチャウ省での急傾斜地でも土砂災害が発生しているものの、2007年から2020年の累積の経済被害額は約35億円になります。実際に、もろもろの指標を基にした流域比較でも、今回のナムパム流域のリスクは最大と評価されており、災害の再発防止には当地域での砂防ダム建設が必要とされております。

続きまして、徳田委員の1番目の、先行する技術協力を通じて行った施工の結果、砂防技術基準の策定の進捗に関する御質問について、ナムパム流域で実施した技術協力「北部山岳地域のフラッシュフラッドと地すべりによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト

クト」を通じ、小規模砂防ダム1基が2025年4月に完工済みとなっております。透過型コンクリートスリットダムを現地の条件に合わせて検証しております。これまでの大きな課題としては、本邦の技術導入に必要な基準の整備、そして、維持管理予算の確保、また、アクセス道路等の施工条件への対応が挙げられます。他方で、除石作業など維持管理については、ソンラ省の農業環境局職員でも対応可能と確認されました。砂防技術基準については、構造物の対策技術基準の素案が作成され、砂防ダム1基完工の知見を反映し、策定しました。これらの成果は、今後のナムパム流域での複数基の整備及びほかの省への水平展開の基礎となると考えております。

続きまして、道傳委員の1番目の、本計画の環境への影響に関する御質問について、砂防ダム建設工事に伴う地形改変や植生の伐採、そして、濁水の発生など、溪流環境への局所的な自然環境影響が考えられます。また、アクセス道路整備の要否を含む住民生活への影響や施工時の安全管理など、社会環境面への配慮が求められると考えております。そのため、詳細は協力準備調査で確認する予定となっております。

加えて、完工後は、堆積土砂の除去を含む維持管理が不可欠であり、ソンラ省農業環境局、そちらの予算確保や、運用体制の維持管理が持続的に確保されるかが課題となっております。この点についても調査で詳細を精査し、必要なリスク削減対策を検討していく所存であります。

続きまして、西田委員の2番目の、本計画を無償資金協力として実施する意義に関する御質問について、本計画により減少が想定される被害家屋数415戸は、土石流により直接的に全壊リスク及び死傷リスクに直面している世帯数となり、これに加えて、半壊の可能性を含めた家屋数等も含めた場合、被害家屋数はさらに増えることとなります。具体的な数値につきましては協力準備調査でも確認予定ですが、同エリアで2017年と同規模の土砂災害が発生した場合には、ナムパム流域に居住する住民約4,800人の生命及び財産が脅威にさらされると言われております。さらに、ナムパム流域の中でも下流地域の耕作地の開発に向けた事前の防災投資としても、本計画実施の妥当性は高いものと考えております。

加えて、本計画を通じて、我が国における砂防技術や維持管理の知見を移転するとともに、その後のベトナムにおける全国的な砂防制度の整備や、砂防ダムへの水平展開を図ることも同時に目的としているため、これらを総合的に考慮した場合、費用対効果の観点からも妥当性は認められるものと考えております。

続きまして、西田委員の3番目の、無償資金協力と円借款の併用に関する御質問について。

1基や2基のみの整備では、土砂流出の抑制機能が限定され、今後の水平展開を図るに当たり、砂防ダムの効果が十分に認知されないという課題がございます。本計画を通じて流域全体の防災効果を発現させるためには、12基の砂防ダムを一体として整備する必要があると考えております。

本計画は、施設としてのダム建設のみならず、ベトナムに我が国の砂防技術を定着させ、砂防行政の制度や体制の基盤を形成するという意義も有していると考えております。ベトナム政府は、将来的に全国約100基の砂防ダム整備を計画しており、本計画は2025年ま

で実施した技術協力での知見や、砂防ダム1基の施工実績を踏まえ、試行から本格導入へ移行するための支援という位置づけにあります。ベトナム自身が砂防行政を全国的に展開していく上で、本計画にて12基の砂防ダムを建設することを通じ、基礎となる技術や制度の定着を支援することが適切と考えております。

最後に、松本委員の1番目の、土砂災害が頻発する原因と対策につきまして、北部山岳地域で土砂災害が頻発する背景として、まず初めに、気候変動による短時間強雨の激甚化、急峻で脆弱な地域条件、そして、森林減少や土地利用変化が挙げられます。実際に2017年及び2023年にもナムパム流域で甚大な土石流と洪水氾濫が発生しており、住民被害等とインフラの寸断が繰り返し生じてきております。

これに対し、従来取られてきた対策は住民移転や応急復旧が中心であり、流域全体の土砂量を抑制する構造物を建設するという形での対策はほとんど実施されてきませんでした。砂防ダムは、上流で発生する大量の土砂を段階的に捕捉し、流下エネルギーを抑えて、下流集落や道路・公共施設への被害を大幅に軽減する効果が確認されています。特にナムパム流域のような複数の溪流が集まる地形では、単独の施設では効果が限定的であるため、砂防基本計画で示される体系的な複数基での整備が最も合理的な対策と考えております。

以上、御回答になります。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について、追加の御意見、御質問があれば発言をお願いいたします。

西田委員、その次に松本委員、では、その順でお願いします。西田委員、どうぞ。

○ 西田委員 御説明、ありがとうございます。

私の質問に対する御説明も、ここに載っていない情報がいっぱいあって、むしろそれを書いていただきたかったです。というのは、私は、あえて1番に、本計画の意義に異存ありませんと書いているのは、これは大事だろうという理解なので、先ほど来御説明いただいたとおり、プロジェクトとしての妥当性について、私はそこは全く疑問視していないところです。

他方で、今のお話を伺っても、プロジェクトの妥当性は認めるけれども、それを、では、ベトナム政府が別に自分のお金でやればいいではないかと。円借款ではいけない理由がどこにあるのですかという私の疑問に全く回答にはなっていないくて、いつ起こるか分からない災害に対して、それもこれも人道上のニーズがあるからといって無償資金をつけるといったら、何でもかんでも無償をつけられることになってしまいます。そういうことを、今後、それこそ戦略性というものを我が国のODAが重視するのであれば、考えていかななくてはいけないのではないかなと思っております。

今、御説明いただいた中で幾つか新しい情報があつて確認をしたいのですけれども、本計画においては、フラッシュフラッドの施工、小規模ダム1基の整備に基づき、本計画に基づいて12基を策定すると。それを踏まえて全国展開、100基の整備をベトナム政府はやりたいというようなお話であったと思います。そうであれば、複数基ではなくて12基と初め

から書いていただきたいですし、どれだけの効果があるのかも、私は正直、全壊リスクの個数だけではやはり分かりにくいですし、先ほどの2017年、2023年の、例えばこの時期の被害では、同地域で600億円の経済的損失があったということも含めてインフラへの災害予防の効果があるといったことまで踏まえて書いていただいたほうが、案件概要書としては非常に理解しやすいと思いました。

あとは、冒頭に申し上げましたとおり、一連の流れにおけるこのプロジェクトの位置づけというのが、今の案件概要書では明らかにされていませんので、むしろ計画概要のところ、災害における脆弱性の対応に寄与することを目的とするとともに、ベトナムにおける砂防技術の定着を促すみたいな感じで書かれたほうが、より、この位置づけが明確になっていくのではないかなと思った次第です。

取りあえず以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 御説明、ありがとうございました。

これは、計画としては、日本には砂防ダムはいっぱいありますので、そのような経験を、特に北部の山岳地帯で活用するというのは、ストーリーとしてはよく分かるのですが、一方で、今伺ったのは、被害が頻発するのが結構近年であったということを見ると、要因はどこか近年にある。それは、今御説明いただいたように気候変動もあるでしょうけれども、土地利用の変化とか人々の社会生活が大きい影響を与えていると。こういう場合に、こういう構造物で対応するときに、結局、では、土砂の量をどのぐらいで想定するのかといったときに、なかなか読み切れないわけです。それを過大に評価すれば構造物が大きくなっていきますし、大きくなれば、また、今度は下流への影響とかが出てくるわけです。ある程度低めに抑えていくと、今度はそれを超えた場合の被害はもっと大きくなるということになるわけで、実は、それは日本の教訓でもあるわけです。

したがって、それほどこの地域で、山岳地帯の様々な民族が多様なライフスタイルを送っているベトナムの北部で、そういった微妙なものに手を出すというのは、まず簡単ではないのではないのですかということをお伝えしておきたい。技術で解決するのであれば、多分簡単にできるのであって、技術だけで解決できない問題がこの地域にはあると私は思っていますので、協力準備調査をされるときも、日本の教訓とはいえ、北部のベトナムに住んでいる様々な民族の人たちのライフスタイルとか、あるいは、近くにできたソンラダムのその後の影響とか、そういうことも踏まえながら考えていかれたほうがいいのではないかなと。

日本の砂防ダムの経験をベトナムで生かしてくれたらというこのストーリーをあまり頭に置き過ぎると、逆にそれによって被害が起きた場合に、日本のODAの在り方に対して疑念も起きてしまいますので、慎重にそこはやっていただいたほうがいいかなと思った次第です。

ちなみに、植林とかそういうようなことが一切出てこなかったということは、根本的な土地利用や、植生が変わっていることについては、何かプロジェクトせずに構造物で対応するという理解でよろしいかどうかを最後に確認させてください。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、御回答をお願いいたします。

- 説明者2 ありがとうございます。

まず初めに、西田委員より御指摘いただきました、当初のこの案件概要書の中で、この中から読み取れる情報として非常に少なかったという御指摘、そして、また、今回の案件を実施する意義について、単なる事前防災投資というだけではなくて、本来であれば、私の御回答の中で申し上げた、ベトナムにおける砂防技術の定着というところも、本来もっと強調しておくべきであったという御指摘については、おっしゃるとおりかと考えておりますので、これらの砂防技術の定着といった側面につきましても、協力準備調査の中でも、どのような形で図っていけるのかというところを確認していきたいと考えております。ありがとうございます。

そして、2点目の、松本委員からコメントをいただきました、ベトナムにおける北部地域の社会生活の変化を踏まえた上で、単に日本の技術を輸出するというだけではなくて、ベトナムの現地に合った砂防技術の在り方というところにつきましても、この点もおっしゃるとおりかと思っておりますので、現地のライフスタイルに合わせた砂防ダムというところが、どのような形であり得るのかというところに関して協力準備調査の中でしっかり確認した上で、そして、そういったベトナムの現地に合った砂防技術というところが水平展開されていくことを、我々JICAのほうとしても維持していきたいと考えております。

また、最後に御質問いただきました植生に手をつけるのかというところにつきましても、今回はあくまで構造物での対応を考えてございますので、植生のところに手をつけるということは考えてございません。

以上、御回答になります。

- 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、この案件については、案件概要書にプロジェクトの位置づけ、そして、無償資金協力として実施する戦略性についても明記する必要があるということで、これはほかの案件についてもそのようなことが必要だと思います。社会生活の変化や住民のライフスタイルやもろもろの状況を十分に考慮した上で進めるということも重要な点です。また、開発効果や実施体制についての説明もありました。委員の皆様が挙げられた点と今の説明を踏まえた上で、協力準備調査に進むということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにお願いいたします。ありがとうございます。これでこの案件についての議論を終了いたします。

(3) パキスタン（有償）「ファイサラバード市における上水道改善計画」

○ 弓削座長 次の案件は、パキスタン「ファイサラバード市における上水道改善計画」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者1（国際協力局国別開発協力第二課長） 国別開発協力第二課の廣瀬です。よろしく申し上げます。

ファイサラバード市における上水道改善計画、外交的意義については、案件概要書に記載のとおりです。

それでは、早速、委員の御質問に回答させていただきたいと思っております。

まず最初の、田辺委員の1番目、パキスタンとアフガニスタンの関係に関する御質問についてですが、2月21日にパキスタン政府はアフガニスタン東部のテロリスト拠点を攻撃したと発表し、この21日以降、両国の国境地帯において双方の攻撃の応酬が続いています。我が国としては事態の一層の不安定化を懸念しており、全ての関係者の自制を強く求めております。また引き続き重大な関心を持って現地の状況を注視していきたいと考えています。

○ 説明者2（JICA南アジア部南アジア第二課長） 続きまして、田辺委員の2番目の、空軍基地との関係に関する御質問についてお答えさせていただきます。

ファイサラバード空港は、本事業で建設される浄水設備の給水エリアに含まれていないことを確認しております。したがって、空軍基地の給水への使用は想定されておりません。

続きまして、徳田委員の、過去の無償資金協力との本計画の関係についての御質問となります。

ファイサラバード市の上水整備は日本の支援で策定されましたマスタープランにおきまして、2038年までの間で段階的に施設整備を行う計画が示されております。旧JK浄水場の整備は、あらかじめ2フェーズに分けて実施することが想定されておりまして、フェーズ1を無償資金協力で支援し、フェーズ2は今般の円借款事業の一つとして支援をする計画となっております。

また、無償資金協力と円借款の使い分けにつきましては、案件の性質や規模、支援対象国の財政状況、所得状況などを踏まえまして個別に検討しております。パキスタンにつきましては、近年、財政状況の悪化に伴いまして、無償資金協力を中心とした支援が行われてまいりました。そのため、旧JK浄水場のフェーズ1は無償資金協力で支援いたしました。現在、パキスタンはIMFの支援を得て、経済財政状況は改善傾向にあると認められることから、本件を含む計画は、円借款での実施を想定しており、より大規模に給水量を増やすことを目

指す事業内容となっております。

続きまして、徳田委員からいただきました2点目の、総人口と水需要及び開発効果の目標値と基準値に関する御質問につきまして、回答させていただきます。

御記載いただきました、A、総人口のところにつきましては、ファイサラバード市全体の2023年時点での人口となります。また、給水裨益人口、BとCに記載いただいたところになりますが、こちらは、実施機関であるWASA-Fにより給水が行われている地域の人口を示したものとなります。同様に、Aの水需要のところにつきましては、ファイサラバード市全体で必要としている水量、生産可能水量につきましては、WASA-Fにより給水が行われている設備の生産可能な水量となります。また、基準値と目標値の違いにつきましては、基準値につきましては、2023年時点における給水裨益人口と給水エリア内の既存上水施設の生産可能水量を示しております。目標値は、本計画を通じて整備される浄水設備も加えた2037年時点における裨益人口及び生産可能水量を示したものとなっております。

続きまして、道傳委員からいただきました1点目の、WASA-Fの経営課題の改善に関する御質問につきまして、実施中の技術協力プロジェクトでは、配水管網のブロック化、水道メーターの設置などによる従量料金移行制度を支援しております。その結果、パイロットエリアにおいて徴収料の上昇や顧客登録数の増加など、経営改善に資する指標で着実な成果が示されております。引き続き、この技術協力プロジェクトでは、補助金依存度の低減や中長期的な経営の自立性確保に向けて、無収水対策や適切な水道料金等の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

弓削座長からいただきました2点目の、運営・維持管理能力に関する御質問につきましては、この技術協力プロジェクトを通じて、浄水設備の運営・維持管理に係るガイドラインの作成や職員へのトレーニングを行っております。そのため、現在はWASA-Fが所有しております既存の上水施設の運営維持管理に関する必要な人員と一定の技術力は備わってきていると考えております。一方で、本計画で整備される浄水場に対しては追加の人員配置が必要となりますので、準備調査で適切な運営維持管理を検討し、必要に応じて技術支援を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、西田委員からいただきました1点目の御質問、インダス水利条約に関する御質問につきまして回答させていただきます。

IWTの履行停止の影響につきましては、基本的には主にインドとパキスタンの間での協力義務や情報共有の停止を内容とするものであると認識しております。そのため、直ちに下流域への恒常的な水量減少を生じさせるものではないと承知しております。また、現時点において、IWT履行停止によりパンジャブ州の都市用水・農業用水に深刻な影響が発生しているという客観的な事実は確認されていないと理解しております。本計画の浄水場で利用する水量は、灌漑用水路の全体の5%程度と見積もられておりまして、IWT履行停止が本計画に与える影響は限定的と考えておりますが、協力準備調査を通じて想定されるリスクを改めて確認してまいりたいと考えております。

- 説明者1 続きまして、西田委員から御質問のあった、この履行停止に対する見解とインド、パキスタンに対する外交姿勢に関する御質問についてですけれども、インダス川は、パキスタンの主要産業である農業、それから、国民生活にとって必要不可欠であって、インダス川下流に位置するパキスタンにとって、インドとの国際約束に基づくインダス川の共同管理というのは死活的に重要だと認識しております。パキスタンは、インドによるIWT条約の履行停止、また、それに伴うインド側の行為に対して強い反発を示しています。日本としましては、昨年のテロ事件を受けた一連の両国間の対立について、各外相との間でそれぞれ電話会談を行っていますし、南アジアの平和と安定のため、双方が自制し、対話を通じて事態を安定化させることを強く求めています。

続きまして、パキスタンの開発協力の関連ですけれども、パキスタンは地政学的に重要な国でありますし、一定の経済発展は見られるものの、依然としてインフラをはじめとする経済基盤は脆弱であり、様々な社会開発課題に直面していると認識しております。日本が、このパキスタンの安定的かつ持続可能な発展を支援することは、南アジア地域の平和と安定にとって重要であると認識しております。インド側から求めがあれば、こうした考えを適宜説明していきたいと考えています。

- 説明者2 続きまして、松本委員からいただきました、事業効果に関する御質問につきまして、まず、本件につきましては、円借款での実施を想定しております。御指摘のとおり、本計画完成後も水需要を完全に充足するということとはできないため、さらなる施設整備が必要となります。他方で、給水整備が行われたエリアでは、給水サービスの改善が図られると考えられますので、段階的に市内全域での支払意思が向上していくことが期待できると考えております。

最後に、弓削座長からいただきました、先行して実施した無償資金協力の効果に関する御質問について回答させていただきます。

先行の無償資金協力では、旧JK浄水場の建設や送水管網の整備、それから、ソフトコンポーネントによる施設維持管理能力強化を実施いたしました。2025年6月に完了しております。この無償資金協力を通じて、水の供給水量が1日当たり7000立米増加しております。また、浄水場の運営維持管理は適切に行われていることを確認しております。

回答は以上となります。ありがとうございました。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見、御質問があれば発言をお願いいたします。

田辺委員、どうぞ。

- 田辺委員 御回答、ありがとうございます。

私の質問の1点目なのですが、自制を求めている中で、片方の国に円借款を出すということが、自制を求めるといふ外交姿勢と矛盾していかないのかどうかというのを教えていただ

きたいのと、一般的に、交戦中の国に対して新規のODAを出すということが、開発協力大綱上どういう位置づけになっているかというのを教えていただきたいです。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいですか。それでは、御回答をお願いいたします。

○ 説明者1 ありがとうございます。

アフガニスタンとパキスタンの国境地帯における攻撃の応酬については、自制を強く求めなければいけないということはあると思いますが、先ほどJICAのほうからも説明がありましたが、空軍基地への給水ということが行われるわけではございませんし、先ほど申し上げたようないろいろな経済基盤の脆弱性とか開発課題がございますので、そういったことに適切に協力をしていくということもまた重要かと考えております。

○ 弓削座長 どうぞ。

○ 中島国際協力局開発協力総括官 開発協力総括官の中島でございます。

大綱では、開発協力の基本方針というところがございまして、そこで、「平和と繁栄への貢献」「新しい時代の『人間の安全保障』」「開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創」「包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導」、こういった基本方針でやっていますが、特に、こういう紛争が起きているところに、一方にODAをしていいかどうかということまで記載はございませんので、今、廣瀬課長が申し上げたとおり、そこは両方の状況に配慮しながら必要な開発協力を実施していくということに尽きるのかなと考えております。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

この案件についてはいろいろな御説明があり、また、今の状況、交戦中の国に対しての支援についての説明もありました。

これらの点と委員の方たちが挙げられた点を踏まえて協力準備調査に進むということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようをお願いいたします。どうもありがとうございました。

(4) ブラジル（有償）「劣化地の回復を通じた持続的な農地推進計画（フェーズ1）」

○ 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。次が最後の案件になりますが、ブラジル「劣化地の回復を通じた持続的な農業推進事業（フェーズ1）」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者1（国際協力局国別開発協力第二課長） それでは、ブラジルの案件につきまして、外交的意義については案件概要書に記載のとおりです。早速、委員の御質問のほうに回答させていただきます。

○ 説明者2（JICA中南米部南米課長） JICA中南米部南米課の戸室と申します。よろしくお願いたします。

まず、徳田委員の1番目の、為替リスクとエンドユーザーに対する金利に関する御質問についてです。

本計画では、ブラジル農務省に供与された円借款資金が、財務省国庫局を通じて環境省所掌のClimate Fundに投入された上で、Eco Invest Brazilプログラムの規定に基づくオークションにより仲介金融機関へ配分されます。為替リスクは、ブラジル財務省国庫局が負うこととなります。Climate Fundから仲介金融機関への融資条件は、レアル建てでおおむね1%程度です。

続きまして、徳田委員の2番目の、戦略的なODA活用に関する質問及び道傳委員の2番目の、日本ならではの協力に関する御質問についてです。

本計画を通じて、1979年から2001年まで実施した日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）での農業金融と営農技術支援を組み合わせた協力実績を生かし、現代の気候変動に適合する劣化地回復の成功モデルの形成を目指しています。また、本計画と並行して、技術協力プロジェクトを形成しており、国内大学や研究機関と連携して、劣化牧野回復のためのデータや手法の開発、行政・民間・農家向けの意思決定システムの構築、そして、日系企業と連携した土壌改良に係る有効技術の実証試験と社会実装とも組み合わせることで、日本の技術・ノウハウを生かす想定です。

続きまして、道傳委員の1番目の、劣化牧野の回復に必要な資金及び他機関の支援の必要性に関する御質問についてです。

劣化牧野の回復には、土壌改良、機械の投入、収益安定化までの運転資金といった投資が必要であるため、劣化牧野1ヘクタール当たりの改良コストは最大約3,000米ドルと試算されております。結果、4,000万ヘクタールの改良には1,200億ドルが必要とされています。ブラジル政府が海外から資金調達する理由として、農家等が必要とする融資を国内金融市場から調達する際の制約が挙げられます。このため、ブラジル政府は、開発金融機関等の譲許性のある資金をEco Invest Brazilプログラムに活用することで、仲介金融機関経由で民間からの資金も動員し、多大な資金需要に応えることを目指しています。

○ 説明者1 続きまして、道傳委員の3番目の、イラン情勢を受けたブラジルを含むグローバル・サウスとの関係に関する御質問についてですが、ブラジルは、基本的な価値と原則を共有する戦略的なパートナーです。国際社会で発言力を強めるグローバル・サウスの国々との

連携は重要性を増しており、実践的かつ多面的な協力を広げていくことが不可欠と考えています。ホルムズ海峡をめぐる情勢は予断を許しません。国際社会の喫緊の課題への取組には、ブラジルを含むグローバル・サウス諸国との連携が不可欠であって、我が国は、国際社会と緊密に意思疎通をしながら、引き続きあらゆる外交努力を行っていく方針です。

- 説明者2 続きまして、西田委員の1番目の、本計画による土地改良の面積、対象農家が抱える課題に関する御質問についてです。

本計画は、10年で4,000万ヘクタールの劣化牧野の改良目標を掲げるブラジル政府の事業につき、エンドユーザーへの資金提供と農業技術、営農支援を通じて、40万ヘクタール強の回復と低炭素農業の普及を促し、生産性の向上を目指すものです。中小規模の農家は、低炭素農業技術に対するニーズも高いため、資金提供のみならず、コンサルティング・サービスを介して農家への農業技術、営農支援とモニタリングも実施予定です。

西田委員の2番目の、劣化牧野回復に係るブラジル政府の全体計画についてお答えいたします。

ブラジル政府は、本計画以外にも、自己資金の投入を通じたEco Invest Brazilプログラムを開催しています。また、ほかの開発金融機関の協力等も通じて土地改良を目指しております。

- 説明者1 松本委員の1番目のセラード開発をめぐる批判に対する外務省の見解と、それを踏まえての本事業における対応策に関する御質問について回答させていただきます。

ブラジルのセラード開発について、日本は1979年から2001年まで実施した日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）を通じて、ブラジルの穀物、大豆生産の飛躍的増大に貢献したと考えています。

一方で、そのセラード開発について、特に環境への懸念等が指摘されてきたことは承知をしています。2023年6月閣議決定の開発協力大綱に記載のあるとおり、開発協力を当たっては、環境と開発を両立させ、脱炭素化の促進を含む持続可能な開発実現のため、開発に伴う環境への影響や気候変動対策に十分注意を払う必要があります。

また、ブラジル国別開発協力方針でも、環境と調和した持続的開発や、気候変動対策の促進を掲げています。この事業は、まさにこれらの方針に基づき、劣化地回復を通じた農作物の生産性向上に加えて、低炭素農業の普及などによって気候変動対策にも寄与するものと考えています。

- 説明者2 ブラジル政府が実施した同開発事業に関して様々な指摘があることは、JICAとしても承知しております。日本・ブラジルの共同事業であるPRODECERでは、試験事業地を対象に実施されたモニタリング調査で、環境への甚大な影響はないことが確認され、継続的なモニタリングの重要性が指摘されました。また、第1期の教訓を第2期、第3期に生かし、自然のまま維持すべき法定保留地を共同保留地方式として集約することで、ま

とまった規模で自然植生を保全する取組も行われました。本計画は、円借款資金を原資とする公的資金を呼び水に民間資金を調達するEco Invest Brazilプログラムを活用予定であり、参画する仲介金融機関は、森林伐採を禁じる等の環境社会配慮の遵守が求められる見込みです。

また、本計画を実施するに当たり、JICAは地域社会や環境への影響について、ブラジル政府からのヒアリングや現地NGO等との面談を通じて、NGO等はブラジル政府による劣化牧野回復の取組を持続可能な農業の観点で評価し、支援していることを確認しています。

続きまして、森田委員の1番目の、地球規模課題解決を目的とした中高所得国への円借款供与を評価するとのコメントにつきまして、我が国は、対ブラジル協力の基本方針に戦略的パートナーとして地球規模課題の解決に向けた互恵的な協力を行うことを掲げています。JICAは、本計画により、劣化地回復を通じた気候変動対策や食料安全保障といった地球規模の課題解決に取り組んでまいります。

続きまして、森田委員の2番目の、物流インフラ整備のためのODA供与に関する御質問についてです。

現時点においてそのような計画はありませんが、物流インフラの一部であるサイロ・貯蔵施設等を農家が整備する場合には、本計画の融資対象となります。今後、連邦政府、州政府等との議論の中で、物流インフラ整備の要請があれば、資金協力等による対応について検討してまいります。

続きまして、弓削座長の1番目の、事業対象地域の選定理由及び対象地域以外に関する御質問についてです。

対象地域の選定理由は、中・低程度の劣化度合いで、回復への投資効率が高いこと、中小規模農家が多く、高い生産性向上が見込まれること、物流アクセスがあること、長年の協力実績と知見があり、同時に日本企業が関与し得ることといった点が挙げられます。

ブラジル農務省は、支援対象地域の拡大を希望しており、本計画の実施状況を踏まえて、拡大の可能性についてもブラジル政府と対話を行っていきたいと考えております。

続きまして、弓削座長の2番目の、本計画の開始年・終了年に関する御質問についてです。

開始年である借款契約調印は2026年12月を目指しています。TSL本体の実施機関への貸付けは2028年までを見込んでいますが、その後も、農業技術、営農の支援を2031年まで行い、2036年までモニタリングを実施予定です。

続きまして、弓削座長の3番目の、本計画による「農業・農村金融セクターの近代化」の具体的な効果に関する御質問についてです。

本計画は、農業生産量の増加にとどまらず、農業分野における中長期資金供給において、民間資金とのブレンディッドファイナンスを通じて大きな資金需要に対応する仕組みを促進することを目指しています。

中小規模の農家の生活改善という観点では、融資の提供のみならず、低炭素農業技術や営農の支援を通じ、農業経営の安定化及び所得向上に寄与する見込みです。

ブラジル農牧研究公社の推計では、本計画を通じて回復された農地における単位面積当

たりの大豆やトウモロコシの農業生産性が1.3倍になるといった効果が算出されています。

続きまして、田辺委員の環境社会配慮カテゴリ分類に関する御質問についてです。

本計画では、新規開墾や自然生態系の転換を伴う大規模な工事、樹木伐採、用地取得費・非自発的住民移転は発生しない見込みであることから、環境への望ましくない影響は最小限であり、カテゴリCに分類されると判断しております。

JICAは、ブラジル農務省との協議の中で、本計画の下で実施される全てのサブローンの活動がJICA環境社会配慮ガイドライン上のカテゴリCに該当と整理され、また、Eco Invest Brazilプログラムのオペレーションマニュアルにおいて、サブローンの活動はカテゴリCに該当するものに限定されるということを合意しています。

なお、本計画は、事業費、借款スコープ、スケジュール、環境社会配慮に関する情報がブラジル政府による調査や計画により既に得られており、その内容も精査済みでございます。

具体的には、本計画は、ブラジル政府が設定している既存の実施スキームを活用するものであり、関係機関による運営・維持管理の枠組みの適切性についても確認済みです。対象地域についても、弓削座長の1番目の御質問への回答のとおり、土壌改良による生産性向上の見込みが高い地域をブラジル政府が選定済みであるため、協力準備調査を追加で実施する必要はありません。

回答としては以上になります。ありがとうございました。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見、御質問があれば発言をお願いいたします。

では、森田委員、それから、その次に松本委員、よろしいですか。

○ 森田委員 御説明、ありがとうございました。

この案件の一番重要なポイントは、資料の18ページの真ん中に記載の、「ブラジル政府の農作物等の生産量増加に加え、農畜産業、再生可能エネルギー事業、地域加工産業などに関わる官民セクターが連携することでカーボンネガティブ社会を実現する」という点であると思います。ブラジルは、民間が進出しにくい国であり、例えば、農業については一部外出制限があります。また、現地で技術を展開する場合、ローカルコンテンツ要求があります。さらには、送金規制が非常に厳しいという点が企業から挙げられています。この案件を軌道に乗せるためには、これらの点を改善する必要があります。

現在、「日・メルコスール戦略的パートナーシップ枠組み」の下で、日メルコスールEPAをどうするか、という議論が進んでいるかと思えます。ブラジルは現在EPAでカバーされておらず、是非、EPAを実現すべきであると考えます。この場で議論する事項ではないのかもしれませんが、経済局に、このような案件を推進する上でもEPAが必要である旨、お伝えいただければと思います。

事前に提出させていただいた質問の中で、「物流インフラ整備のためのODA供与の計画があるのですか」とお伺いしました。中高所得国の場合、ODA供与の条件は厳しいかと思

います。そもそも、ブラジルのような中高所得国が、物流インフラの整備のためのODA供与の対象になるのか、説明していただければ幸いです。恐らく、この物流インフラ整備はJBICでも対応可能であるとは思いますが、全てがJBICでカバーできるのかわかりません。仮にJBICでカバーできない部分がある場合、ODA供与がそもそも可能なのか、お伺いできればと思います。

- 弓削座長 ありがとうございます。
それでは、松本委員、どうぞ。

- 松本委員 御説明、ありがとうございました。

私のところでお答えいただいた内容と、田辺委員の御質問に対する答えの間に、私の理解の仕方で行くと若干ギャップを感じたのです。それは、カテゴリ分類という話からいくと、田辺委員の御質問に対するお答えになると思うのですが、一方、やはり、これまでのセラード開発をめぐる様々な意見があるということも、外務省、JICAとしても認識されていて、それに対しては、現地ステークホルダーとの様々なやり取り、意見を聴取するということはやられるということだったと思います。ですので、本件はカテゴリCに該当するものであるとしても、これまでの経緯を踏まえて、つまり、CであるとJICAの環境社会配慮助言委員会の関与がありませんので、そうであったとしても、本件はJICAとしてしっかりと現地ステークホルダーと話をし、過去起きたような問題が指摘されないような形で進めさせていただく必要があるということは、この場で私は発言しないといけないかなと思っていますので、助言委員会の関与がない分、ぜひそこは慎重にやっていただきたいと思った次第です。

- 弓削座長 ありがとうございます。
それでは、回答のほうをお願いいたします。

- 説明者2 森田委員からの御指摘、ありがとうございます。

メルコスール、EPAのところは外務省の御回答になるかと思いますが、それ以外のところで、まさに官民連携でカーボンネガティブを実施する、そして、ブラジルは民間企業の進出が難しいというところを、日本企業を含め、どのように後押ししていくのか、こちらにつきましては、技術協力とも連携する形で様々な対策を取っていきたいと考えております。

それから、物流インフラにつきましては、今のところブラジル政府側からは円借款でやってほしいという要請は上がってきておりませんので、これまで具体的な検討はなされておらず、それに伴い、物流インフラ分野でのブラジルに対するODA供与が難しいかどうか等の検討は行っていないというのが現状です。ただ、今後、何か要請が上がってくるようなことがあれば、御指摘いただいたJBICとも、役割分担含め日本政府と相談してまいりたいと

思います。

それから、松本委員からも御指摘、ありがとうございます。カテゴリCということではありますけれども、これまでの様々な意見も踏まえ、本件については慎重に、引き続きステークホルダーとコミュニケーションを取っていき、モニタリングも実施していきたいと考えております。

以上です。

- 説明者1 EPAにつきましては、経済局ないしは地域局のほうにお伝えさせていただければと思っています。

1点だけ、官民連携のところですが、まさに本件円借款含め劣化牧野の回復はオフア型協力の一つとして進めてまいりたいと思っていますので、民間の参画というのをどう広げていけるのかというのがチャレンジかなとは思っています。

その関連で、劣化牧野は日本企業が土壌改良の技術などを持っていますので、農水省がやっていたら実証実験においても、そういったものがいかに活用できるかというところは検証しているところであります。今後も引き続き、そういった形で、民間企業の持つ技術といったものを、うまく劣化牧野回復事業のために活用できればと思っています。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

この案件については、官民連携、特に民間の進出の改善について、さらに進めることの重要性、また、環境社会配慮カテゴリについては慎重に調べて、モニタリングもしっかりとしていくことも重要だと。そのほか、いろいろな説明をいただきまして、戦略的なODAの活用や、劣化牧野回復の全体計画、開発効果、セラード開発をめぐる批判への対応策などについての御説明がありました。これらの点と委員の皆様が挙げられた点を踏まえて、この案件の実施に進むということによろしいでしょうか。

それでは、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。この案件の議論をこれで終了いたします。

3 事務局からの連絡

- 弓削座長 それでは、事務局から連絡事項につき、発言をお願いいたします。

- 中島国際協力局開発協力総括官 次回開発協力適正会議でございますけれども、申し合わせどおり6月30日火曜日に開催予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 弓削座長 ありがとうございました。

以上をもって、第86回「開発協力適正会議」を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

別添 委員からのコメント一覧

1 ベトナム(有償)「フエ市水環境改善計画(フェーズ2)」

<森田委員>

特になし。

<弓削座長>

- (1) 期待される開発効果について、汚水処理人口および汚水処理量の基準値は「0」となっている。処理水質の基準値は「N/A」、目標値は「ベトナム国家基準に準ずる」とあり、浸水面積の基準値も「N/A」、目標値は「調査予定」ということだが、これでは、この計画により、どの程度の改善が期待されるのかがわからない。もう少し説明してください。
- (2) 実施機関のフエ市人民委員会の構成メンバー、委員会の役割、組織的な位置づけ、そして計画実施能力について教えてください。
- (3) セクション4で、フェーズ1となる「『フエ市水環境改善計画』での教訓を踏まえ」、とありますが、具体的には、どのような教訓があったのでしょうか。
- (4) セクション2(2)で「200年の円借款」とありますが(案件概要書2ページの3行目)、正確な年を教えてください。

<田辺委員>

- (1) 日本では下水道インフラの維持管理・更新費用が十分に回収できておらず、適切な維持管理・更新ができていない現状がある。ベトナムでは下水道料金での回収は将来の必要コストをどの程度カバーしているか。ぜひ日本の経験を教訓にしていきたい。

<徳田委員>

- (1) 「4.過去の類似案件の教訓と本計画への適用」に「『フエ市水環境改善計画』での教訓」と記載があるが、「教訓」について具体的な内容を明示して欲しい。
- (2) ベトナム都市部において、15%に留まっている下水道普及率を2030年までに50%まで引き上げる目標を掲げているが、その中での本事業の位置付け、貢献度につき教えて欲しい。
- (3) 運営／維持管理体制として、フエ市人民委員会及び選定される運営維持管理会社が挙げられているが、運営維持管理会社の選定は重要と思われる。具体的にどのような候補先が考えられるのか。また選定において日本側も見解等を述べることは可能なのか。

<道傳委員>

- (1) 急速な発展のさなかにある東南アジアでは、カンボジアのシエムリアップはじめ、世界遺産に登録されながら、水インフラが未整備のため文化遺産や市民生活が深刻な影響を受けている事例がすでにある。予防的な対策をとることが難しいのはなぜか。
- (2) インフラの整備に加え、人材の育成、地域の市民の生活様式や行動変容も考慮する必要があ

る。問題への関心の喚起や、行動変容のために、どのような方策が実施されるのか。

- (3) 事業の円滑な実施のための実施協力機関の職員を対象とした能力強化は具体的にどのように実施され、何に力点が置かれるのでしょうか。

<西田委員>

- (1) 案件概要書で参照されている 2025 年 4 月に行われた日ベトナム首脳会談について、共同プレスリリースの 4-(3) では、次のような表現でベトナムとの開発協力の推進において一定の課題がある旨が示唆されています。具体的にどのような課題が存在するのか、お知らせいただけますでしょうか。

「実施中の ODA 及び FDI プロジェクトにおける諸課題の解決、進捗促進に向けて引き続き、緊密に連携することで一致」「日本の ODA の活性化に向けて、ベトナム側の要望に留意しつつ、民間の資金や革新的な技術の活用といった両国の経済協力の効果を高めるための取組を共に追求し、無償資金協力案件の実施の円滑化に向けた二国間文書の 2025 年内の締結を目指す」

<松本委員>

- (1) (旧)フエ市の排水の改善は水質の問題だけでなく、洪水被害の軽減のためにも重要だと考える。下水処理場の建設は前者には有効と思われるが、後者にとってどの程度有効だと考えられるのか、伺いたい。
- (2) (旧)フエ市の低湿地帯に居住地が拡大していることが問題の根源にあるように思っているが、(旧)フエ市の都市計画について日本政府から助言することはできないのか、伺いたい。
- (3) 環境社会配慮カテゴリが A になっている理由をお聞かせいただきたい。

2 ベトナム(無償)「ソラ省における土砂災害対策砂防ダム建設計画」

<弓削座長>

- (1) 期待される開発効果について、土石流災害による被害家屋数の減少、発生する可能性のある流出土砂量の減少と書かれているが、この2つの項目について、どの程度の減少が期待されるのか、わかる範囲で数値を教えてください。
- (2) 計画の実施機関として、農業環境省ベトナム堤防管理・防災局(VDDMA)、ソラ省人民委員会、ソラ省農業農村開発局(DARD)の3組織がリストされている。DARD が運営維持・管理の責任機関となるとのことだが、計画実施にあたっての、これら3つの組織の協力関係と役割分担について教えてください。

<田辺委員>

- (1) 所得水準が相対的に高い国への無償資金供与の根拠として「人間の安全保障の観点から同住民の自然災害などによる個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要である(人道上的ニーズ)」としているが、この条件をクリアするには、ソラ省ムオンラ県ナムパム流域

の過去の土砂災害による被害状況及び他の地域の被害状況との比較が必要である。ナムパム流域における土砂災害による被害者数・規模を教えてください。また、他の北部山岳地域との土砂災害被害の比較データを教えていただきたい。

<徳田委員>

- (1) 「北部山岳地域のフラッシュフラッドと地滑りによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」(2020-2025)を通じて実施している小規模砂防ダム1基の試験施工の結果や課題、また同国向け砂防技術基準の策定の進捗状況について教えて欲しい。

<道傳委員>

- (1) 砂防ダムの建設は環境や生態系、地形などに影響を及ぼすことが指摘されている。環境社会配慮カテゴリがBに分類されているが、今回の案件ではどのような課題が想定されるのでしょうか。

<西田委員>

- (1) 本計画の意義については異存ありません。
- (2) 他方、同国は経済的にも成長著しく、外国の支援が必要であるとの人道上のニーズ及び緊急性・迅速性は確認できません。日本外交にとってのベトナムの重要性は理解しますが、数多あるベトナムとの協力において本計画が特段の意義を持つようにも思えず、無償資金協力が妥当とする考えには納得できません。期待される開発効果も裨益効果が少ない(対象 415 戸)が明確ではなく、日本が無償効果をするということについて、費用対効果を評価することもできないのではないのでしょうか。
- (3) もし無償資金協力として実施するとしても、砂防ダムの施工実績のない同国に対する支援として対象となる砂防ダムのうち1基・2基程度までを無償資金協力で行い、残りは円借款にするなどの工夫があったほうが良いのではないのでしょうか。

<松本委員>

- (1) 10 年ほど前からこの地域での土砂災害が頻発する原因をどのように分析しているかご教示頂きたい。そのうえで、砂防ダムが適切な対策であることをご説明頂きたい。

<森田委員>

特になし。

3 パキスタン(有償)「ファイサラバード市における上水道改善計画」

<田辺委員>

- (1) パキスタンは2月下旬からアフガニスタンへの空爆を行っている。アフガニスタンでは多数の民間人への被害も報告されている。両国間の武力衝突に対して日本政府はどのような評価、関

与を行っているか。

- (2) ファイサラバード空港にはパキスタン空軍の基地がある。本事業が空軍基地への給水を行うとしたら、開発協力大綱が禁止している国際紛争の助長に該当しないか。

<徳田委員>

- (1) 前回、旧ジャル・カヌアナ浄水場に対しては、無償資金協力にて改修・整備を支援しているが、同浄水場（浄水場施設（拡張部分）、送配水施設）に対して、今回は円借款で支援することになっている。元々、無償資金協力の範囲内で改修・整備可能と考えていたものが、実施したところ追加の改修・整備が必要になったため今回の円借款に追加する必要が出てきたのかなど、背景について教えて欲しい。同じ案件でも無償と円借款を併用するのか、もしくはどう使い分けるのかについても教えて欲しい。
- (2) A 総人口 3,700 千人（2023 年） 水需要 803,000 m³
B 内、給水裨益人口 1,816 千人（基準値） 生産可能水量（基準値） 506,000 m³
C 同上 2,556 千人（目標値） 同上 （目標値） 642,300 m³
上記 A、B、C の数値の関係性がよく理解できないので改めて説明して欲しい（特に基準値とは何を意味するか、その上で水需要との関係性をどう捉えるべきかを教えて欲しい。）

<道傳委員>

- (1) ファイサラバードの水道事業経営改善プロジェクトでこれまで課題として指摘された、WASA-F による州政府への補助金に依存した経営については、改善は見られたのでしょうか。

<西田委員>

- (1) 案件概要書には明記されておりませんが、2025 年4月のインド北部ジャンム・カシミール準州のパールガム近郊でのテロ事件への対応としてインド政府はインダス川水系の水資源管理条約（IWT）の履行を停止し、本計画が予定されるパンジャブ州の農業や住民生活に多大な影響があったものと承知します。この事態の現状および本計画の予定されるファイサラバード市の水源量への影響、本計画との関係性の有無などについて、お知らせください。
- (2) 上記事案についての日本政府の見解及び印パ対立の激化を踏まえた日本政府の両国への外交姿勢についてお知らせください。また、インド政府に対して、日本のパキスタンへの開発協力をどのように説明しているのでしょうか。

<松本委員>

- (1) 本事業による生産可能水量は日産 64 万 2300 立方メートルとあるが、水需要 80 万 3000 立方メートルとはまだ大きな開きがある。そのため、料金支払い意志の低さは継続され、根本的な問題の解決に繋がらない可能性もあるのではないかと。規模を大きくして円借款事業にするなど、別の可能性は検討されたのか伺いたい。

<森田委員>

特になし。

<弓削座長>

- (1) 無償資金協力「ファイサラバードにおける浄水場及び送配水管網改善計画」(2021年～2025年)を実施したとのことですが、その結果、具体的にはどのような改善・開発効果があったのでしょうか。
- (2) 上水道施設の運営・維持管理および送配水管網の維持管理についてはWASA-Fが担うとのことですが、このための人材、能力、経験を、同機関が、どの程度備えているのかを分かる範囲で教えてください。

4 ブラジル(有償)「劣化地の回復を通じた持続的な農地推進計画(フェーズ1)」

<徳田委員>

- (1) 2026年2月現在、ブラジルの基準金利は15%と高水準で推移しているが、円借款では円建て貸し付けとなり借入人であるブラジル農務省がブラジルレアルに転換した上で現地商業銀行へ貸出を行うと理解しているが、為替リスクはブラジル農務省が負うと理解して良いか。またブラジル農務省からの貸付金利はどのくらいのレベルになるのか。
- (2) 40百万haに及ぶ劣化牧野の回復及び持続可能な農地への転換、低炭素農業導入には10年間で1,200億ドルの資金が必要とされているとあるが、円借款で全てをカバーするのはほぼ困難。おそらく他の国際機関がより大規模に支援すると想定するが、他機関との比較において金額規模が劣後せざるを得ないと思われる状況において日本の円借款の相対的なインパクトも小さくなってしまいが、戦略的なODA活用の観点から本件実施をどう捉えているか。

<道傳委員>

- (1) 劣化牧野の回復及び持続可能な農地への転換に多大な資金が必要とされるのはなぜか。広大な低活性度の牧野が存在するブラジルは、今後も諸外国、国際機関の支援なしにその回復を実施することは困難なのでしょうか。
- (2) この分野で実績を残し、期待される日本ならではの協力には、日本のどのような技術、ノウハウが活かされているのか、具体的にご教示ください。
- (3) ブラジルはグローバル・サウスの有力国であり、イランとともにBRICSの一員でもある。アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃で、日本のブラジル及びグローバル・サウスとの向き合い方はどのような影響を受けるのか、ご教示ください。

<西田委員>

- (1) 本計画では、400万haに及ぶ劣化牧野の回復及び持続可能な農地への転換という政策目標のうち、約1割の40万ha強の(408,766ha)の土壌改良を2033年までに行うものと理解しましたが、よろしいでしょうか。ツーステップローンの提供のみで、これだけの土地の改良ができるの

でしょうか。対象となる農家の規模および数、低金利資金へのアクセス以外の課題をお知らせください。

- (2) ブラジル政府は 2035 年までに 400 万 ha の劣化牧野を回復させることを目標としているとのことですが、同国はどのように残り9割の土地の改良を行う考えなのでしょうか。本計画との関係と併せて全体の取組計画をお知らせください。

<松本委員>

- (1) ブラジルのセラード開発をめぐるっては、環境破壊、土地や資源の分配、食料主権、労働問題など、市民社会や学术界から様々な批判がなされてきた。こうした批判に対する外務省・JICA の見解、及びそうした批判に呼応した本事業における対応策を伺いたい。

<森田委員>

- (1) 円借款の対象国が限定される中、地球規模課題解決を目的に中高所得国へ供与する点を評価。
- (2) 劣化地の回復により農作物の生産性を向上させることはもちろん重要であるが、物流インフラを整備し、流通コストを下げることも必須。物流インフラ整備のための ODA 供与の計画や構想はあるのか、お伺いしたい。

<弓削座長>

- (1) 案件概要書の地図では、セラード地域の中で3つの事業対象地域が示されているが、この3つの地域を選定した理由は何でしょうか。またセラード地域の、この3地域以外の地域については、どのような扱いになるのでしょうか。
- (2) 期待される開発効果の中で「土壌改良が行われた面積が増加する」目標値の年が 2033 年となっていますが、現時点で、想定されている本計画の開始年と終了年を教えてください。
- (3) 期待される開発効果に「農業・農村金融セクターの近代化が促進される」とありますが、具体的には、どのような改善が期待されるのでしょうか(どのような農産物のどの程度の生産増加？どの程度の農民の収入増加？その他の面での生活改善などについて教えてください)。

<田辺委員>

- (1) 環境社会配慮カテゴリ分類が FI ではなく C である理由は何か。「劣化牧野」とはいえ、農地転換にあたって小動物や鳥の生息地の破壊や立木の伐採が生じることが想定されることから、サブプロジェクトが少なくともカテゴリ B 相当になる可能性は排除できないと思われる。

(了)